

六ヶ所再処理工場
品質保証実施結果及び
常設の第三者外部監査機関の監査結果報告書
(令和3年度下期報告)

六ヶ所再処理工場
品質保証の実施結果及び常設の第三者外部監査機関の監査結果
(令和3年度下期報告)

I. 品質マネジメントシステムに係る実施結果

1. 保安活動等の実施

(1) 品質方針の設定、周知

社長は、令和3年度下期定例マネジメントレビュー（3月1日開催）において、令和3年度に設定した品質方針を、令和4年度も継続して適用することを決定した。

(2) 品質目標の設定、周知

(監査室)

令和3年度の監査室の品質目標に変更はなかった。

また、監査室長は、令和4年度の品質目標を3月25日に設定し、同日、電子メール等により監査室内へ周知した。

(調達室)

令和3年度の調達室の品質目標に変更はなかった。

また、調達室長は、令和4年度の品質目標を3月24日に設定し、4月1日、電子メール等により調達室内へ周知した。

(安全・品質本部)

令和3年度の安全・品質本部の品質目標に変更はなかった。

また、安全・品質本部長は、令和4年度の品質目標を3月28日に設定し、同日、電子メール等により安全・品質本部内へ周知した。

(再処理事業部)

再処理事業部長は、令和3年度の品質目標の達成指標の見直しを行い、10月27日に改正し、同日、電子メール等により再処理事業部内へ周知した。

また、再処理事業部長は、令和4年度の品質目標を3月28日に設定し、同日、電子メール等により再処理事業部内へ周知した。

(技術本部)

令和3年度の技術本部の品質目標に変更はなかった。

また、技術本部長は、令和4年度の品質目標を3月28日に設定し、同日、電子メール等により技術本部内へ周知した。

(3) 社長による評価

社長は、以下のマネジメントレビューを通じ、品質マネジメントシステムの実効性が維持されていることについて評価を実施した。

・令和3年度上期定例マネジメントレビュー：11月2日

・令和3年度下期定例マネジメントレビュー：3月1日

(下期計2回)

実施結果：

(安全・品質本部、再処理事業部及び技術本部共通)

(令和3年度上期定例マネジメントレビュー)

「労働災害の撲滅に向けて、工事進捗に応じて変化する高所や狭隘部などの危険箇所を把握し、協力会社と連携して対策を講じること。」などの指示があった。

(令和3年度下期定例マネジメントレビュー)

「現場に密着することで、労働災害の撲滅に努めること。また、現場に行く際には、当社社員及び協力会社の管理者がそれぞれの視点で、現場作業における弱みを特定し、作業環境の改善を図ること。」などの指示があった。

(4) 文書及び記録の管理

監査室長、調達室長、安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長は、「再処理施設保安規定」、「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」及び関連文書（以下、「文書類」という。）に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を管理した。

(5) 保安活動の実施

(監査室)

監査室長は、文書類に従い、監査に係る業務を実施した。

(安全・品質本部)

安全・品質本部長は、文書類に従い、品質マネジメントシステムに係る業務を実施した。

(再処理事業部)

再処理事業部長は、文書類に従い、再処理施設の操作、核燃料物質の管理、施設管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、非常時の措置に係る業務を実施した。

(技術本部)

技術本部長は、文書類に従い、再処理施設の施設管理に係る業務を実施した。

(6) 調達

調達室長、再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、調達先の評価を行い、物品及び役務の調達については調達製品への要求事項を明確にした。

(7) 内部監査

監査室長は、文書類に従い策定した監査計画に基づき、以下の内部監査を実施した。

- ・監査室に対する内部監査 : 12月
- ・調達室に対する内部監査 : 2月～3月
- ・安全・品質本部に対する内部監査 : 1月～3月
- ・再処理事業部に対する内部監査 : 6月～11月
- ・技術本部に対する内部監査 : 6月～11月
- ・原子力防災訓練監査（安全・品質本部及び再処理事業部）: 7月～11月

監査結果：監査室について、指摘事項、観察事項及び修正事項はなかった。また、提案事項が2件あった。

調達室について、指摘事項はなかったものの、「品質保証担当者の力量項目の設定と評価に係る改善」などの観察事項が3件及び「教育・訓練管理表の適切な版の使用に係る修正」などの修正事項が3件あった。また、提案事項が7件あった。

安全・品質本部について、指摘事項及び観察事項はなかったものの、「化学物質管理委員会構成員の選定に対する修正」の修正事項が1件あった。また、提案事項が5件あった。

再処理事業部について、「品質標準類改正時の活動を実施する部門の審査の一部未実施に対する是正」などの指摘事項が2件あった。観察事項はなく、「品質目標への要求事項未反映に対する修正」などの修正事項が9件あった。また、提案事項が17件あった。

技術本部について、指摘事項及び観察事項はなかったものの、「昇級者の力量表における評価適正化に対する修正」の修正事項が1件あった。また、提案事項が1件あった。

原子力防災訓練監査について、指摘事項、観察事項及び修正事項はなかった。また、安全・品質本部に対し提案事項が2件、再処理事業部に対し提案事項が4件あった。

(8) 不適合管理

監査室長、調達室長、安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、不適合を確実に識別し、処置及び記録した。なお、検出された不適合については当社ホームページで公開した。

(9) 是正処置及び未然防止処置

監査室長、調達室長、安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、不適合の再発防止及び発生予防のための処置を行い、これを記録し、実施した活動を評価した。

(10) 教育・訓練

再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、再処理施設の保安活動に従事する者に必要な力量が持てるよう、関係法令及び保安規定の遵守に関する事項、再処理施設の構造、性能及び操作に関する事項、放射線管理に関する事項等について教育・訓練を実施した。

2. 品質マネジメントシステムに係る活動の改善に向けた取組み

(1) 安全・品質改革委員会の活動

社長は、安全・品質改革委員会を下期に12回開催し、是正処置等の実施状況、当社全体の品質マネジメントシステムに係る活動の実施状況を観察・評価し、必要な指示・命令を行った。

また、社長は、監査室、調達室、安全・品質本部、再処理事業部及び技術本部による保安活動の状況を示す指標（PI）の分析・評価結果並びに令和3年度第2四半期原子力規制検査及び第3四半期原子力規制検査の結果を確認し、必要な指示・命令を行った。

(2) 安全・品質本部による事業部の品質マネジメントシステムに係る活動の支援

安全・品質本部長は、以下のような活動を通じ、各事業部の品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されるよう支援した。

- ・CAPシステムの運用改善の実施
- ・マネジメントレビューの実施方法の改善

こうした活動を通じ、品質マネジメントシステムの実効性についての継続的な改善を図っている。

3. 協力会社との連携

(1) 品質保証マネジメント会議

期間中（下期）の品質保証マネジメント会議の開催はなし。

(2) 再処理事業部と協力会社との連携

再処理事業部長は、日本原燃安全推進協議会（再処理事業所）を毎月開催し、労働災害の発生状況や安全パトロールの実施結果の周知等を行うことで、協力会社との双方向のコミュニケーションを推進した。

4. 安全・品質改革検証委員会

第9回安全・品質改革検証委員会を11月15日に開催した。内部監査の改善へ向けた取り組みや、核物質防護に関するパフォーマンス向上について報告し、助言をいただいた。

また、その議事概要について12月3日に当社ホームページで公開した。

5. その他

(1) 全社安全大会の開催

期間中（下期）の全社安全大会の開催はなし。

(2) 品質月間行事の実施

品質月間ポスターの掲示（11月1日から30日）を実施した。

II. 常設の第三者外部監査機関の監査結果

実施状況：安全・品質本部、再処理事業部及び技術本部は、LRQA リミテッド※による令和3年度第2回定期監査を受けた。

※ロイド・レジスター・グループ・リミテッドから社名変更

(監査実施日：安全・品質本部1月11日から1月12日、再処理事業部及び技術本部1月12日から1月14日)

監査結果：「指摘事項」及び「観察事項」はなく、「提言事項」については、安全・品質本部に対して2件、再処理事業部及び技術本部に対して2件あった。

(令和4年4月28日、青森県及び六ヶ所村へ以下の報告書を提出)

・2021年度 第2回 第三者定期監査結果の報告について

以上